

令和 7 年度山形市介護予防事業等分析評価業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度山形市介護予防事業等分析評価業務委託

(2) 目的

本市では令和 22 (2040) 年にかけて、85 歳以上人口の増加に伴い単身高齢世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした中、地域包括ケアシステムを深化・推進し、誰もが住み慣れた地域で支え合い健やかで安心して生活を送ることができる「地域共生社会」を実現させていく必要がある。そのためには、一般介護予防事業をはじめとする地域支援事業や市の課題やニーズを的確にとらえた独自施策、介護サービスの基盤整備を単に行うのではなく、地域の「目指す姿(ビジョン)」を明確にし、関係者と共有した上で、「現状」とのギャップ(課題)を解決する、「地域マネジメント力の向上(課題解決力の向上)」が重要となる。

国においても、地域マネジメント力の強化のため、各種手引きを作成するとともに、伴走型支援を推進している。山形市においても、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び給付適正化に資する取組をより効果的に実施できるよう、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下、「計画」という。)の作成に向けて、ビジョン達成のための調査分析手法や施策反映への伴走を通じて、本市が主体的かつ効果的に地域をマネジメントしていくための過程を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書の通り

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(5) 提案上限額

3,850,000 円(消費税等込)

(6) 委託業務費の支払条件

完了払いとし、完了検査合格後に支払う。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に

基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

（3）山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 12 条第 1 項第 5 号に該当する者ではないこと。

（4）山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、市の指名停止期間中でないこと。なお、現在競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も業務提案書等を提出することができるが、委託契約を締結するまでの間に登録すること。

（5）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

（6）税の滞納がないこと。

3. スケジュール

内容	月日
公募開始及び質問の受付開始	令和 7 年 5 月 2 日（金）
質問受付締切	令和 7 年 5 月 12 日（月） 17 時
質問回答	令和 7 年 5 月 14 日（水）
参加申込受付期限	令和 7 年 5 月 16 日（金）
参加要件適格確認結果の通知	令和 7 年 5 月 19 日（月）
業務提案書等受付締切	令和 7 年 5 月 28 日（水） 17 時
審査	令和 7 年 6 月 6 日（金）
結果通知	令和 7 年 6 月中旬
契約締結	令和 7 年 6 月中旬

4. 参加申込及び参加要件の適格性の確認

（1）申込期限

令和 7 年 5 月 16 日（金） 17 時（必着）

（2）提出方法

郵送又は持参、及び電子メールでの提出

（3）提出書類

①令和 7 年度山形市介護予防事業等分析評価業務応募申請書（様式 1） 1 部

②法人概要 原本 1 部

（4）参加要件適格確認

上記（3）で提出された書類を基に審査を行い、参加要件の適格又は不適格の通知を令和 7 年 5 月 19 日（月）までに、申込者へ電子メール等で通知する。なお、参加要件を満たさず不適格となった場合は、本プロポーザルへの参加は認められない。

（5）提出先

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25

山形市福祉推進部長寿支援課計画推進係（山形市庁舎 2 階 2 8 番窓口）

メールアドレス choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp

5. 業務提案書の提出

参加要件適格の通知を受けたものは、次の通り業務提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 1 7 時(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出先

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25

山形市福祉推進部長寿支援課計画推進係（山形市庁舎 2 階 2 8 番窓口）

メールアドレス choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(4) 業務提案書等の作成及び提出

①業務実施体制調書（様式 2）原本 1 部 副本 3 部

②業務提案書（様式 3）原本 1 部 副本 3 部

③見積書 原本 1 部 副本 3 部

※①及び②においては、別途データでも提出すること。

※副本には、参加者の所在地、称号・名称及びそれらがわかるブランド名やロゴマークなどは一切表示させないこと。

(5) 質問の提出方法

①受付期間

令和 7 年 5 月 1 2 日（月） 1 7 時

②質問方法

質問票を電子メールにより提出

※ 評価基準及び他の参加事業者に関する項目等、審査に支障をきたす質問は受け付けない

③提出先

山形市長寿支援課計画推進係

メールアドレス choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※送信する際は、件名を「質問票_（法人名）」とし、送信してください。

④回答

電子メールにより回答を行い、あわせて山形市ホームページに掲載する。なお、回答(ホームページへの掲載)をもって、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

6. 審査方法等

(1) 審査方法

業務提案書等による書類審査及びプレゼンテーションをオンラインにより実施する。

(2) 評価基準

別紙審査基準に基づき評価を行う。

(3) 審査日時

令和7年6月6日（金）

※時間の詳細等については業務提案書提出後、事務局より通知する。

(4) 説明要領

①参加できる人数は原則2名以内とし、説明は当該業務の責任者及び担当者が行うこと。

②時間は30分以内（説明10分、質疑応答20分程度）とする。

③順番は申し込み順とする。

④他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(5) 通知結果等

①応募事業者すべてに書面による通知を行う。また、あわせて審査結果を山形市ホームページで公表する。

②審査結果について異議を申し立てることはできない。

7. 受託候補者の選定

次の方法により受託候補者を決定する。

(1) 審査基準に基づく各審査委員の評価点数の合計が最上位の者を受託候補者とする。

(2) 最上位の者が複数ある場合は、評価基準の「4 現行計画の整理と次期計画に向けた行動の明確化」の評価点が高い者を上位とする。なお、最上位の者の評価点数の合計が、その満点の6割に満たない場合は、選考しない。

(3) 業務提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合でも、各審査委員の評価店の合計得点が6割以上となった場合に限り、第1位の候補者として選定する。

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

(3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの

(4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(5) 参考見積書の金額が、1. 業務概要(5)提案上限額を超過したもの

9. 留意事項

- (1) 参加事業者は、申請書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加事業者が負うものとする。
- (5) 提案図書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、当該業務委託の実施にあたり、市が必要と認めるときは、参加事業者から承諾を得たうえで、提案図書の全部又は一部を市が無償で使用できるものとする。
- (6) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (7) 複数の業務提案書の提出はできない。
- (8) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(市が修正等を求める場合を除く。)
- (9) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (10) 選定された参加事業者の業務提案(プロポーザル)に盛り込まれた内容がすべて契約内容になるとは限らない。
- (11) 提出された書類について、山形市情報公開条例(平成9年市条例第39号)第6条に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開となる。

10. 契約

受託候補者決定後、業務内容、仕様書及び契約金額等について協議し、協議が調った場合は山形市契約規則に基づく見積書の提出後、速やかに契約を締結するものとする。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

10. 事務局・問い合わせ

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25 山形市福祉推進部長寿支援課計画推進係

電話 023-641-1212 内線 653 FAX023-624-8398

メール choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp